

「みなし自由脱退」手続きに関するお知らせ

大阪きづがわ医療福祉生活協同組合は、2026年3月31日をもって「住所不明組合員のみなし自由脱退手続き」を行います。定款第10条2項の規定及び「みなし自由脱退規約」に基づいて、「みなし自由脱退」対象者の公告を行います。

2026年2月28日

大阪きづがわ医療福祉生活協同組合
理事長 奥章

1、「みなし自由脱退」対象の組合員とは

毎年12月31日を基準日として

- (1)「機関紙 みらい」が届かず、訪問・郵送等の中で住所不明が2年以上続いている組合員

2、公告期間

2026年3月1日～2026年3月30日

3、連絡がない場合「みなし自由脱退」の手続きを行います

期間内に連絡がなく、実在が確認できないときは、定款10条2項「脱退の予告があったもの」とみなし、「自由脱退」の手続きを行います。この方法によって脱退した組合員については、後日、本人からの申し出があった場合、規約に基づいて出資金の返還、あるいは組合員資格を回復します。

4、閲覧場所

- (1) 大阪きづがわ医療福祉生活協同組合本部

浪速区塩草 2-2-31 06-4394-8500

- (2) 港事務所（みなと生協診療所内）

港区磯路 3-3-4 06-6571-5923

- (3) 大正事務所（SYビル内）

大正区千島 1-20-7-3F 06-6556-7840

- (4) 西成事務所（デイサービスつれづれ里 2階）

西成区聖天下 1-10-26 06-6658-7400

《お問い合わせ先》

大阪きづがわ医療福祉生活協同組合本部事務局 06-4394-8500